

平成30年第2回

仙北市教育委員会定例会会議録

平成30年2月15日

仙北市教育委員会

平成30年第2回 仙北市教育委員会定例会会議録

1 開会宣言 平成30年2月15日(木) 午後2時00分

2 場 所 角館庁舎西側庁舎2階 第3会議室

3 出席委員

委員長	安部 哲男
委員長職務代理者	河原田 修
委員	坂本 佐穂
委員	橋本 勲
教育長	熊谷 徹

4 出席した事務局職員

教育部長	渡辺 久信
教育次長	浦山 英一郎
教育次長	茂木 雅宏
教育次長兼スポーツ振興課長	高橋 和宏
教育総務課長	朝水 勝巳
北浦教育文化研究所長	三浦 政喜
田沢湖学校給食センター所長	伊藤 静子
角館学校給食センター所長	千葉 幸仁
生涯学習課長	浅利 美智子
田沢湖公民館長	佐々木 幸美
角館公民館長	佐々木 勇人
西木公民館長	山田 且也
市民会館長	高橋 徳夫
学習資料館・イベント交流館長	富岡 美津子
文化財課長兼平福記念美術館長	富木 弘一

5 議事

(1) 議案審議

議案第 4号	平成30年度仙北市教育行政方針について
議案第 5号	仙北市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について
議案第 6号	仙北市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について
議案第 7号	仙北市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則制定について
議案第 8号	仙北市教育委員会行政組織に関する規則の一部を改正する規則制定について
議案第 9号	仙北市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則制定について
議案第10号	仙北市所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定する規則の一部を改正する規則制定について
議案第11号	仙北市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について
議案第12号	仙北市教育委員会教育長の職務代理者指定に関する規則を廃止する規則制定について

(2) 報告事項

- 報告第2号 仙北市教育行政報告について
- 報告第3号 仙北市教育委員会事務事業点検評価実施要綱の一部を改正する要綱制定について
- 報告第4号 仙北市教育長の権限に属する事務の一部の小・中学校長に対する委任に関する規定の一部を改正する訓令制定について
- 報告第5号 仙北市学校用務員勤務要綱の一部を改正する要綱制定について
- 報告第6号 仙北市学校用務員で非常勤のものの勤務に関する細則の一部を改正する細則制定について
- 報告第7号 仙北市指定史跡のき損について

6 審議の経過及び結果

(安部委員長)

ただいまから、平成30年第2回仙北市教育員会2月定例会を開催いたします。

会議書記には村瀬課長補佐を任命いたします。また、議事録署名員は河原田委員、熊谷教育長を指名いたします。なお、前回会議録の承認については、会議終了後をお願いいたします。

第2回定例会の開会にあたりご挨拶を申し上げます。昨日から、降り続けている今年一番の大雪に伴い、雪の対応で大変ご難儀をお掛けしていると思います。春は確実に近づいていますが、雪害の発生が大変心配されますので、それぞれの施設等の点検をお願いしたいと思います。

また、現在、平昌冬季オリンピックが開催されております。そして、来る3月3日、4日には、モーグルのワールドカップ秋田たざわ湖大会が開催されます。今年の大会には、オリンピックで活躍されている選手がたくさん参加されることとなりますので、私自身もとても楽しみにしています。こうしたことから、例年以上のお客様の来場により、混雑が予想されますので、大会運営に携わるスタッフのみなさんには、大変ご難儀をお掛けすることになると思いますが、よろしく願いいたします。

(安部委員長)

それでは、当定例会の出席職員を紹介いたします。

(安部委員長)

次に、教育長の報告をお願いいたします。

(熊谷教育長)

それでは、2月の事務報告をさせていただきます。

－資料により報告－

(安部委員長)

ただいまの教育長の事務報告に質問はありませんか。

－質問なし－

(安部委員長)

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第4号平成30年度仙北市教育行政方針について説明を求めます。

(渡辺教育部長)

議案第4号平成30年度仙北市教育行政方針について説明いたします。

2月19日に市議会定例会が開会されますので、それまでに変更箇所が生じることもあり得ますので、その際はご了承願います。

－資料により説明－

(安部委員長)

ただいまの説明に対して質問はありませんか。

(安部委員長)

学校適正配置に係わる部分で、本日開催された総合教育会議での協議内容を踏まえ、より踏み込んだ方針内容が加わるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

(渡辺教育部長)

本日開催された総合教育会議での協議内容を踏まえ、学校適正配置を検討すべく対象校や今後の進め方を原案に加えたいと考えています。

(坂本委員)

公民館に関する部分で、新年度の方針は、分かりましたが、実施予定の具体的な事業名を伺います。また、文化財課の中で、「史跡めぐり等の事業を積極的に展開します。」との記載がありますが、これは、文化財課単独で実施する事業になるのでしょうか。

(佐々木(幸) 田沢湖公民館長)

事業を実施するにあたり、現段階で、調整中の部分があります。また、講師等の依頼等も伴うこととなりますので、具体的な事業名は示せない状況ですが、各地区の特色のある事業をひとつでも多く実施することを目標としています。そして、事業名等につきましては、4月から発行される広報等で、広く周知したいと考えています。

(浅利生涯学習課長)

それぞれの公民館独自の事業は、もちろんですが、中央公民館構想に向けて、3公民館が力を合わせ市民の学習活動と意欲の向上を支援していきたいと考えています。また、それぞれの公民館事業を他の公民館職員が協力し、3館の連携を深めることで、構想にある中央公民館運営への試みとしたいという考えも含んでいることを補足させていただきます。

(富木文化財課長兼平福記念美術館長)

「史跡めぐり」等の事業につきましては、文化財課単独の事業になりますが、参加者の募集方法等では、3地区の公民館等と連携して取り組みたいと考えています。

(安部委員長)

他に、質問等はありませんか。

－質問なし－

(安部委員長)

それでは、議案第4号平成30年度仙北市教育行政方針については、ご異議ありませんか。

－異議なし－

議案第4号平成30年度仙北市教育行政方針については、承認いたします。

(安部委員長)

次に、議案第5号仙北市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について説明を求めます。

(朝水教育総務課長)

議案第5号から、議案第12号までは、関連する規則改正等に係る議案となりますので、一括して説明をしてよろしいでしょうか。

(安部委員長)

わかりました。よろしくお願いします。

(朝水教育総務課長)

はじめに、議案第5号仙北市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されていること

により、仙北市でも現教育長の任期満了に併せて、平成30年4月1日から新制度へ移行することになります。

こうしたことから、法律の一部改正に伴う条番号の変更と、また、新制度では、委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されることとなりますので、委員長の文言を教育長に変更する改正内容となります。

－資料により説明－

次に、議案第6号仙北市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について説明いたします。

改正内容は、法律の一部改正に伴う条番号の変更と委員長の文言を教育長に変更するものです。また、新制度では、委員長及び委員長職務代理者の選挙が不要となりますので、これに関連する条項は、削除となります。なお、新教育長の職務代理者は、法令の規定に基づき教育長が指名することとされています。さらに、教育長は、教育委員ではなくなりますので、会議録には、教育長及び会議で決めた委員1名が署名することになることから、これに係わる条項の改正となります。

－資料により説明－

次に、議案第7号仙北市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則制定について説明いたします。

規則中、委員長の文言を教育長に変更する改正内容となります。

－資料により説明－

次に、議案第8号仙北市教育委員会行政組織に関する規則の一部を改正する規則制定について説明いたします。

規則中、法律の一部改正に伴う条番号を変更する改正内容となります。

－資料により説明－

次に、議案第9号仙北市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則制定について説明いたします。

これまで同様、教育長に対する事務委任内容は、変更ありませんが、今後、本則の第1条に掲げる事項を緊急に処理する必要がある場合において、教育委員会の会議を開くことができない時又は招集する時間的余裕がない時は、教育長が臨時に代理し、当該事項を処理することができるようになることから、本則に資料に掲げる2条を加えるものです。なお、教育長は、この規定により、臨時に代理した時は次に開催される教育委員会に報告し、承認を求めなければならないこととされています。

－資料により説明－

次に、議案第10号仙北市所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定する規則の一部を改正する規則制定について説明いたします。

規則中、法律の一部改正に伴う条番号を変更する改正内容となります。

－資料により説明－

次に、議案第11号仙北市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について説明いたします。

規則中、委員長の文言を教育長へ変更することと、委員長の公印に係わる条項を削除し、条番号を1ずつ繰り上げる改正内容となります。

－資料により説明－

次に、議案第12号仙北市教育委員会教育長の職務代理者指定に関する規則を廃止する規則制定について説明いたします。

これまで、教育長の職務代理者の指定に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育長の職務を代理する職員及び順序を規則で定めて施行されていまし

た。この度、法律の一部改正により、新教育長の職務代理者は、あらかじめ教育長が指名することとされていることから、この規則を廃止するものです。

－資料により説明－

(安部委員長)

議案第5号から、議案第12号までの説明に対して質問はありませんか。

(安部委員長)

只今、説明のあった規則の改正は、いつから施行されるものですか。

(朝水教育総務課長)

委員長名で告示し、平成30年4月1日から施行することになります。

(安部委員長)

他に、質問はありませんか。

－質問なし－

(安部委員長)

それでは、議案第5号仙北市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定についてから、議案第12号仙北市教育委員会教育長の職務代理者指定に関する規則を廃止する規則制定については、ご異議ありませんか。

－異議なし－

(安部委員長)

議案第5号仙北市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定についてから、議案第12号仙北市教育委員会教育長の職務代理者指定に関する規則を廃止する規則制定については、承認いたします。

(安部委員長)

次に、報告事項に入ります。

報告第2号仙北市教育行政報告について説明を求めます。

(渡辺教育部長)

報告第2号仙北市教育行政報告について説明をいたします。

市議会定例会が、2月19日から開会されることから、その間に行われる事業については、確定後の内容を記載することになりますので、ご了承願います。

また、学校適正配置については、本日開催された総合教育会議での協議内容をから、より踏み込んだ内容を教育行政報告に加えることになります。

－資料により説明－

(安部委員長)

ただいまの報告に対して質問はありませんか。

(安部委員長)

教育総務課の学校適正配置については、説明にあったとおり、本日の総合教育会議で協議された具体的な方針が記載されることになるのですね。

(渡辺教育部長)

はい。そのように考えております。

(安部委員長)

他に、質問はありませんか。

－質問なし－

(安部委員長)

報告第2号仙北市教育行政報告については、承認いたします。

(安部委員長)

次に、報告第3号仙北市教育委員会事務事業点検評価実施要綱の一部を改正する要綱制

定について説明を求めます。

(朝水教育総務課長)

報告第3号から、報告第6号までは、関連する要綱等改正に係る報告事項となりますので、一括して説明をしてよろしいでしょうか。

(安部委員長)

わかりました。よろしくお願いします。

(朝水教育総務課長)

はじめに、報告第3号仙北市教育委員会事務事業点検評価実施要綱の一部を改正する要綱制定について説明いたします。

改正内容は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されていることにより、要綱中、関連する条番号を変更するものです。

－資料により説明－

次に、報告第4号仙北市教育長の権限に属する事務の一部の小・中学校長に対する委任に関する規定の一部を改正する訓令制定について説明いたします。

これは、報告第3号同様に法律の一部改正に伴い、規定中、関連する条項番号を変更する改正内容となります。

－資料により説明－

次に、報告第5号仙北市学校用務員勤務要綱の一部を改正する要綱制定について説明いたします。

先般、市長部局総務部で実施されました小中学校校務員採用試験の表記でも、「校務員」の文言が使用されていますので、これに合わせ、要綱中「用務」の文言を「校務」に変更する改正内容となります。

－資料により説明－

次に、報告第6号仙北市学校用務員で非常勤のものの勤務に関する細則の一部を改正する細則制定について説明いたします。

これは、報告第5号同様に、細則中「用務」の文言を「校務」に変更する改正内容となります。

－資料により説明－

(安部委員長)

報告第3号から、報告第6号までの説明に対して質問はありませんか。

－質問なし－

(安部委員長)

報告第3号仙北市教育委員会事務事業点検評価実施要綱の一部を改正する要綱制定についてから、報告第6号仙北市学校用務員で非常勤のものの勤務に関する細則の一部を改正する細則制定については、承認いたします。

(安部委員長)

次に、報告第7号仙北市指定史跡のき損について説明を求めます。

(富木文化財課長兼平福記念美術館長)

報告第7号仙北市指定史跡のき損について、平成30年2月2日付けで、仙北市文化財保護条例施行規則第10条の規定により、き損届出書が提出されていますので、報告いたします。

－資料により説明－

(安部委員長)

ただいまの報告に対して質問はありませんか。

－質問なし－

(安部委員長)

報告第7号仙北市指定史跡のき損については、承認いたします。

(安部委員長)

次に、その他の時間といたします。

(渡辺教育部長)

これまで、西木地区の小・中学校の校務員は臨時職員が配置されていましたが、先般、校務員採用試験が実施されました。これで、市内全ての小・中学校の校務員に正職員が採用となり、配置されることとなります。詳しくは、人事異動の中で決定されますが、報告いたします。

(安部委員長)

正職員として採用される方々、そして各学校にとっても良いことだと思います。ありがとうございました。

(安部委員長)

次に、いじめ・不登校対策についてお願いします。

(三浦北浦教育文化研究所長)

1月のいじめ、不登校の状況について報告いたします。

はじめに、いじめについては小学校3件、中学校1件の認知件数の報告がありました。

以上、1月のいじめ、不登校の状況です。

(安部委員長)

1月の報告事案について、質問はありませんか。

(坂本委員)

不登校の人数が多い状況と受け止めています。大変ご難儀をお掛けしますが、引き続きご指導をお願いいたします。

(安部委員長)

ほかに、質問、意見はありませんか。

ー質問なしー

(安部委員長)

次に教育委員会定例会会議録のホームページ公開について説明をお願いします。

(朝水教育総務課長)

平成29年第15回仙北市教育委員会定例会会議録のホームページ公開についてです。ページに沿ってご説明いたします。

ー資料により説明ー

誤字や脱字、お気付きの箇所等ございましたらご連絡くださるようお願いいたします。

(安部委員長)

お気づきの箇所等がありましたら、朝水課長へ連絡してください。

ほかにありませんか。

(朝水教育総務課長)

平成30年1月26日付けで、仙北市小中学校校長会から、「学校閉庁日」に関する要望書が提出されました。

これは、「学校における働き方改革に関する緊急対策」が平成29年12月26日付けで、文部科学省より公表されました。その中の「3. 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置」として「長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を促す。」と示されています。

これを受け、校長会からは、「1. 毎年度、8月13日から15日の3日間を「学校閉庁日」とし、職員の出勤を要しない日としていただきたい。」「2. 上記、「学校閉庁日」の

緊急時の連絡対応等の体制整備に向けた方策を講じていただきたい。」との要望内容となっています。

教育委員会としては、文部科学省からの「働き方改革に関する緊急対策」に係わる通知を受けての要望となっていることから、校長会からの要望内容を受諾したいと考えています。また、「学校閉庁日」の緊急時の連絡対応等の体制整備に関しては、今後、校長会と協議を重ね方策を講じたいと考えています。

(安部委員長)

只今の説明に対して、質問、意見等はありませんか。

－質問なし－

(安部委員長)

それでは、仙北市小中学校校長会から提出された「学校閉庁日」に関する要望書は、受諾することとします。

(朝水教育総務課長)

事務連絡となります。臨時会を2月27日（火）の15時30分から、教育長室で開催させていただきます。また、3月の定例会につきましては、最終木曜日が29日となり、年度末をむかえることから、1週間前の22日頃に開催させていただきたいと、現段階では考えています。さらに、人事異動の内示前に臨時会の開催を予定していますので、日程調整等につきましては、ご高配くださいますようお願いいたします。

(安部委員長)

ほかにありませんか。それでは、以上で平成30年第2回仙北市教育委員会2月定例会を閉会いたします。

(閉会宣言：午後2時55分)